平成１９年（ワ）第２２０６４号　戯曲上演権確認請求事件
原　告　新宿梁山泊
被　告　鄭　義信

証　拠　説　明　書　（２）

2007年１２月１０日

東京地方裁判所民事第４０部１係　　御中

被告訴訟代理人　弁護士　柳　原　　敏　夫

（乙７～８）

乙号証	標　　目 (原本・写の別)		作　成 年月日	作成者	立　証　趣　旨	備考
7	陳述書	原	2007 年 12月7日	坂手洋二	・原告のために戯曲を執筆した事実。 ・上記作品執筆時の原告の支払とは初演の対価の意味であり、上演権の譲渡の意味ではないこと。 ・再演における金銭の支払とは通常、上演料であり、謝礼と理解することはできない。 ・	
8	陳述書	原	2007 年 12月8日	川村　毅	・原告のために戯曲を執筆した事実。 ・上記作品執筆時の原告の支払とは初演の対価の意味であり、上演権の譲渡の意味ではないこと。 ・再演における金銭の支払とは通常、上演料であり、謝礼と理解することはできない。 ・戯曲の上演権の譲渡をした経験もなければ演劇界で耳にしたこともない。 ・戯曲の上演について包括的許諾をした経験もなければ演劇界で耳にしたこともない。	

以　上